

# 「令和6年能登半島地震」における 放送受信料の免除について

2024年3月1日  
受信料制度等検討委員会

# 災害免除の適用(期間の延長等)

- 災害による受信料の免除については、免除基準第1項第7号に基づき、災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約を対象として、2か月間の受信料を免除することとしている
- 「令和6年能登半島地震」においては、全国で4県47市町村にそれぞれ災害救助法が適用され、国が特定非常災害に指定する等、被害が甚大であるため、過去の災害の事例を踏まえ、免除基準第1項第8号に基づき免除期間の延長および免除対象の追加について総務大臣に申請し、承認された

日本放送協会 放送受信料免除基準 第1項第8号	(7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき放送受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの
免除対象	半壊・半焼・床上浸水以上の契約者 ----- 1か月以上、避難指示等を受けた契約者
免除期間	令和6年1月～6月(6か月間) 令和6年7月1日以降も、引き続き、避難指示等が続いている方は、 解除された月の翌月まで
免除見込件数	約0.6万件
免除見込額	約0.6億円

# 【参考】過去の特定非常災害の指定例

災害名	発生日	申請日	適用対象	適用期間	件数	免除額
平成7年阪神淡路大震災 (兵庫県、大阪府)	1995.1.17	1995.2.20	半壊・半焼以上の契約者	6か月間	28.3万件	23.4億円
平成16年 新潟県中越地震 (新潟県)	2004.10.23	2004.11.22	半壊・半焼以上の契約者	6か月間	1.5万件	1.8億円
			1か月以上、避難指示等を受けた契約者	解除まで (32か月間)		
平成23年東日本大震災 (岩手県、宮城県、福島県等)	2011.3.11	2011.3.16	半壊・半焼以上の契約者	8か月	23.0万件	75.7億円
			1か月以上、避難指示等を受けた契約者	解除まで (継続中)		
平成28年熊本地震 (熊本県)	2016.4.14	2016.5.18	半壊・半焼以上の契約者	6か月	3.8万件	3.9億円
			1か月以上、避難指示等を受けた契約者	解除まで (29か月間)		
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県等)	2018.7.5~ 7.8	2018.7.31	半壊・半焼以上の契約者	6か月	3.4万件	3.4億円
			1か月以上、避難指示等を受けた契約者	解除まで (6か月間)		
令和元年台風第19号 (宮城県、福島県、長野県等)	2019.10.12	2019.11.11	半壊・半焼以上の契約者	6か月	1.3万件	1.3億円
			1か月以上、避難指示等を受けた契約者	解除まで (6か月間)		
令和2年7月豪雨 (熊本県、大分県等)	2020.7.3	2020.7.21	半壊・半焼以上の契約者	6か月	0.9万件	0.9億円
			1か月以上、避難指示等を受けた契約者	解除まで (継続中)		

# 被災された方への対応状況

- 免除の申請や解約の届け出について、放送やホームページなどのオウンドメディアや自治体などの外部窓口を通じて広く周知を行うとともに、電話やインターネットによる受付窓口を拡充し、お手続きの利便性の向上を図った
- こうした取り組みに加え、被害が大きい地域に対してはNHK職員による現地調査を行い、申請によらず免除を適用することとする

## 周知・広報

### ①放送・ホームページ

- ✓ テレビスポットやホームページにより、免除の対象やお手続き方法を案内

免除の対象  
災害救助法が適用された区域にお住まいで  
ご自宅が被害を受けている場合

半壊、半焼、床上浸水 以上

### ②外部窓口でのご案内

- ✓ 自治体窓口における「り災証明書」交付時に免除申請についての案内を依頼
- ✓ 首相官邸ホームページ「被災者支援情報」に受信料免除のお知らせを掲載

NHK 被災による放送受信契約の解約について

「令和6年能登半島地震」に伴う放送受信料の免除について

このたびは、能登半島地震により被災されたみなさまに、心よりお悔い申し上げます。

このたびは、能登半島地震により被災されたみなさまに、心よりお悔い申し上げます。

以下事由に該当される場合は、放送受信契約の解約のお手続きが必要となります。お手続きが完了し、また、フリーダイヤルによるお問い合わせが完了した時点で、お手続きが完了したものとさせていただきます。

なお、本通知の趣意により解約のお手続きがされた場合でも、令和6年1月に遡って放送受信料を解約し、ご返金いたします。

＜解約の対象となる主な事由＞

ご実家に同居（現住所に受信契約がある場合）  
ご自宅  
ご実家

サービス停止（長期停電（1か月以上））

0120-372-291  
平日 午前10時～午後5時

## 窓口の拡充

### ①専用ダイヤル

- ✓ 被災による解約や、免除申請のお手続き方法のご案内を実施



受信料の免除・解約に関するお問い合わせ

フリーダイヤル

0120-372-291

平日 午前10時～午後5時

### ②オンライン申請

- ✓ NHKホームページで氏名・住所等を入力し、「り災証明書」の画像をアップロードしていただくことで免除申請が完了

NHK 受信料の窓口

ご契約・各種お手続き  
事業者のみ  
よくある質問・お問い合わせ

読み上げ対応 Select Language

直下げ  
除を拡大

令和6年能登半島地震  
「り災証明書」による  
受信料免除のお手続き

り災証明書のアップロード

「令和6年能登半島地震」における放送受信料の免除に関するお問い合わせ

ご登録画像ファイルについて

ファイルを確認する

お申し込みを完了する